

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和3年12月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、県道岩城弓削線岩城橋建設工事請負契約の変更についてであります。

このことについて一部の委員から、これまでの増額変更の回数と合計額、理由はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、岩城側と生名側の二つの工事でそれぞれ4回の増額変更を行っており、増額の合計額は19億3,603万4千円である。

主な増額の理由は、約5年に及ぶ工事期間中の物価変動に伴う資材等の単価上昇や、施工段階における実際の外気温度等の条件に基づく解析の結果、必要となったコンクリートのひび割れ対策のほか、本体橋の風振動による影響を抑えるため、別途発注予定であった防護柵の設置を本契約工事へ追加したことであり、いずれも発注当初から見込むことはできなかったものである。

本件のような大規模工事は工事期間が長いうえ、様々な条件が複雑に関係するため、不確定要素を完全に排除することが困難である旨の答弁がありました。

第2点は、河床掘削についてであります。

このことについて一部の委員から、河川内の草木の繁茂状況も踏まえ、堆積土砂の撤去とは別に、草木のみを撤去することはできないのか。また、迅速な対応を図ってほしいがどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、草木と堆積土砂の撤去を合わせて実施することが効率的であるが、繁茂する草木については、円滑な流水を阻害するおそれがある場合など、成長の度合いに応じて、撤去を検討していきたい。

また、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のメニューには、堆積土砂の撤去のほか、樹木等の伐採があり、県では、これらの制度を積極的に活用して、多くの箇所河床掘削を実施するなど迅速に対応しているところであり、従前と比べ地域からの要望が減少していることから、事業効果が発揮されていると考えている旨の答弁がありました。

第3点は、東予港西条地区における産業関連港湾整備事業についてであります。

このことについて一部の委員から、現在の状況と工事費の負担割合、工期はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、東予港では、近年、航路等への土砂の堆積が著しく、優先順位を付け計画的に浚渫を継続してきたが、更なる取組みとして、県長期計画のアクションプログラムに掲げる、港湾利用企業と連携した浚渫を西条航路において実施したところである。

今年度は事業費1億200万円のうち、3分の1の事業者負担により、浚渫箇所や施工時期などを事業者と調整したうえで、9月上旬に堆積土量の2割程度にあたる約2万立方メートルの浚渫を行った。

来年度以降も残る8割について順次浚渫を進めていきたいと考えており、関係者との調整を図りながら、引き続き浚渫の早期完了を目指し取り組む旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 県営住宅における指定管理者の指定
- ・ しまなみ海道通行料金の負担軽減
- ・ 軽石の漂流・漂着問題

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。